

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

二宮町は、特定公的給付の支給に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

二宮町長

公表日

令和7年7月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)(平成25年法律第27号)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務【令和6年12月27日終了】 (2) 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務 (3) 定額減税補足給付金(不足額給付)の支給事務
③システムの名称	特別定額給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
市町村民税情報ファイル 宛名情報ファイル 口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条 ・番号利用法第9条第1項、別表第135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 ・番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項 ■情報提供は実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(1)、(2)、(3): 福祉部 福祉保険課
②所属長の役職名	(1)、(2)、(3): 福祉保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	(1)、(2)、(3): 二宮町役場 福祉部 福祉保険課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	(1)、(2)、(3): 二宮町役場 福祉部 福祉保険課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	
9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、指紋又はICカードとパスワードによる認証によって限定していることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月13日	I 1. ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）（平成25年法律第27号）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 （1）定額減税補足給付金（調整給付）の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）（平成25年法律第27号）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 （1）定額減税補足給付金（調整給付）の支給事務【令和6年12月27日終了】 （2）物価高騰対応重点支援給付金の支給事務	事前	
令和7年2月13日	I 3. 法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条 ・番号利用法第9条第1項、別表第135の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第74条	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条 ・番号利用法第9条第1項、別表第135の項	事後	
令和7年2月13日	I 4. ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号、別表第135の項 ・番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表160の項	■情報照会の根拠 ・番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表160の項 ■情報提供は実施しない	事後	
令和7年2月13日	I 5. ①部署	（1）定額減税補足給付金（調整給付）の支給事務：健康福祉部 福祉保険課	（1）、（2）：健康福祉部 福祉保険課	事前	
令和7年2月13日	I 5. ②所属長の役職名	（1）定額減税補足給付金（調整給付）の支給事務：福祉保険課長	（1）、（2）：福祉保険課長	事前	
令和7年2月13日	I 7. 請求先	（1）定額減税補足給付金（調整給付）の支給事務：二宮町役場 健康福祉部 福祉保険課	（1）、（2）：二宮町役場 健康福祉部 福祉保険課	事前	
令和7年2月13日	I 8. 連絡先	（1）定額減税補足給付金（調整給付）の支給事務：二宮町役場 健康福祉部 福祉保険課	（1）、（2）：二宮町役場 健康福祉部 福祉保険課	事前	
令和7年2月13日	II の1の時点	令和6年1月1日時点	令和6年12月13日時点	事前	
令和7年2月13日	II の2の時点	令和6年1月1日時点	令和6年12月13日時点	事前	
令和7年2月13日	IV の8		新様式により新設	事前	
令和7年2月13日	IV の11		新様式により新設	事前	
令和7年7月10日	I 1. ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）（平成25年法律第27号）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 （1）定額減税補足給付金（調整給付）の支給事務【令和6年12月27日終了】 （2）物価高騰対応重点支援給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）（平成25年法律第27号）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 （1）定額減税補足給付金（調整給付）の支給事務【令和6年12月27日終了】 （2）物価高騰対応重点支援給付金の支給事務 （3）定額減税補足給付金（不足額給付）の支給事務	事後	
令和7年7月10日	I 5. ①部署	（1）、（2）：健康福祉部 福祉保険課	（1）、（2）、（3）：福祉部 福祉保険課	事後	
令和7年7月10日	I 5. ②所属長の役職名	（1）、（2）：福祉保険課長	（1）、（2）、（3）：福祉保険課長	事後	
令和7年7月10日	I 7. 請求先	（1）、（2）：二宮町役場 健康福祉部 福祉保険課	（1）、（2）、（3）：二宮町役場 福祉部 福祉保険課	事後	
令和7年7月10日	I 8. 連絡先	（1）、（2）：二宮町役場 健康福祉部 福祉保険課	（1）、（2）、（3）：二宮町役場 福祉部 福祉保険課	事後	
令和7年7月10日	II 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和7年7月10日	II の1の時点	令和6年1月1日時点	令和7年6月2日時点	事後	
令和7年7月10日	II の2の時点	令和6年1月1日時点	令和7年6月2日時点	事後	